

山梨県公報

第千五百四十号

平成十七年

一月二十四日

月 曜 日

目次

国土調査の成果の認証	一三三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一三三
換地処分の実施(二件)	一三三

公 告

● 国土調査の成果の認証
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成十七年一月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 調査を行った者の名称
下部町、三珠町及び芦川村
- 二 調査を行った時期
下部町 平成九年六月十二日から平成十年三月六日まで
三珠町 平成八年十一月一日から平成九年三月四日まで
芦川村 平成十五年十一月二十五日から平成十六年三月九日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
身延町大字熊沢の一部地域
三珠町大字上野の一部地域
芦川村大字上芦川の一部地域
- 五 認証年月日
平成十七年一月十三日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年一月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
南都留郡山中湖村山中字茶屋段二五一の三、二五一の九、二五一の一一、二五三の二及び二五三の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり
公 園	

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡山中湖村平野字向切詰五百六番地二百九十六 株式会社富士急リゾートア
ムニティ 取締役社長 梶原実

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営圃場整備事業(明野地区厚芝第二工区)の換地処分を平成十六年十一月三十日実施
した。
平成十七年一月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営圃場整備事業(明野地区厚芝第三工区)の換地処分を平成十六年十一月三十日実施
した。
平成十七年一月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番